

第2章 『次の内閣』の活動

5 総務・地域主権・政治改革

総務・地域主権部門は法案対応のほか、予算・税制・政策要望について関係団体と意見交換を行う等、精力的に活動し、選挙・政治改革について、政治改革推進本部と連携して議論した。

地方税法・地方交付税法改正案に反対

平成 29 年度政府予算関連法案として、閣法「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案」(地方税法等改正案)、閣法「地方交付税法等の一部を改正する法律案」(地方交付税法等改正案)が提出された。

地方税法等改正案は、配偶者控除・配偶者特別控除の見直し、タワーマンションへの固定資産税の見直し等が主な内容であった。今回の配偶者控除等の見直しでは、控除が受けられる年収の上限を引き上げるだけで、社会保険料負担が生じる「130万円の壁」は残り、働き方に中立とは言えないため、民進党は同法案に反対した。

地方交付税法等改正案は、財源不足額を国・地方が折半して補てんするルールを平成 31 年度まで延長し、交付税特別会計借入金の償還計画を見直すことが主要項目であった。政府の極めて甘い経済見通しに基づく交付税対象国税の税収見積もりでは地方財政の安定性を欠くことや、「トップランナー方式」の拡大傾向は、地方が担う本来業務を疎かにしかねないことから、民進党は同法案に反対した。しかし、2 法案とも賛成多数で成立した。

4年ぶりにNHK予算を全会一致で承認

「政府が右と言うことに対して左とは言うわけにはいかない」というNHK前会長の下、公共

放送の意義や、不偏不党をうたう放送法の趣旨が揺らぎ続けた。また前会長によるゴルフ参加へのハイヤー使用や「ガバナンス調査委員会」のずさんな契約など、NHK放送受信料という国民負担の公金使用に疑念が続出し、平成 26 年以降NHK予算は、国会の慣例である全会一致に至らず、賛成多数で承認されてきた。

総務・地域主権部門会議は、平成 29 年度NHK予算を、前会長の任期満了により新たに就任した会長出席の下で聴取した。新会長からは、「公平・公正で自主・自律を貫き、視聴者から信頼される公共放送の役割をしっかりと果たす」旨の強い決意が示された。これを受け、党内協議を行った結果、新会長の下で規律ある組織再構築と公平・公正な放送事業を誠実に実行できるかを常にチェックすることを前提に、賛成する方針を確認し、同予算は、衆参両院で4年ぶりに全会一致で承認された。

2016年参議院選挙での約束を着々と法案化

総務部門は、2016年参議院選挙公約「国民との約束」で示した選挙・政治改革項目の実現を図るため、着実に法案化作業を行った。

被選挙権年齢を現行から一律5歳引き下げる民進党の方針を具現化するため、2016年11月18日、議員立法「公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案」を、民進党、自由党、社民党の3党で衆議院へ提出した。また、国会議員関係政治団体収支報告書のインターネットによる名寄せ掲載の義務付けは、議員立法「政治資金規正法の一部を改正する法律案」としてまとめ、2017年6月9日、民進党、自由党、社民党の3党で衆

議院へ提出した。企業団体献金禁止を定める法律の制定については、政治改革推進本部が主導し、個人献金の普及促進を含めた議員立法「政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案」を2017年4月28日、民進党単独で衆議院へ提出した。上記の3法案は、いずれも継続審議となった。

一方、民進党は地方議会議員選挙でのビラ頒布解禁を他党へ働きかけ、193回通常国会で議員立法「公職選挙法の一部を改正する法律案」（地方議会選挙ビラ解禁公選法改正案）が衆議院特別委員長提案で成立した（詳細 p.42）。

自治体非常勤職員の処遇を改善

政府は193回通常国会に「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案」を提出した。この法案は、地方公共団体間で異なる非常勤職員の任用を整理し、一般職の非常勤職員を「会計年度任用職員」と位置付け、期末手当支給を可能にする等、処遇改善を図るものである。

総務・地域主権部門での議論の結果、法案は半歩前進と評価するに至り、民進党は賛成し、同法案は成立した。また、法成立後、総務省が地方の要請に応じて採用に関するマニュアルを作る際、常勤職員中心の任用を原則としつつ、非正規職員にこれまで以上に過酷かつ冷徹な処遇がなされないよう求めていくこととした。

衆議院の選挙区割改定法案に賛成

2016年の190回通常国会で成立した「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律」に基づき、2017年4月、政

府の審議会が衆議院小選挙区割の改定案を勧告した。政治改革推進本部と総務部門は合同で勧告内容を聴取し、協議した結果、閣法「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」に賛成し、同法案は成立した。

地方自治法等改正案に対して修正を要求

閣法「地方自治法等の一部を改正する法律案」が193回通常国会に提出された。同法案の主な内容は地方公共団体の長等の損害賠償責任について、善意かつ重大な過失がないときは、条例で定めた額以上は賠償を免責することや、住民監査請求後に議会が当該案件の損害賠償請求権等の放棄を議決する際は、監査委員から意見聴取すること等がであった。これに対して民進党は、議会による損害賠償請求権放棄について厳格に制限する修正案を提出したが、採決の結果否決された。民進党は反対したが、同法案は賛成多数で成立した（詳細 p.41）。

国家戦略特区法の停止・見直し法案を提出

国家戦略特区制度による学校法人「加計学園」の獣医学部新設問題を端緒に、国家戦略特区制度への問題や課題が噴出した。これに対処するため、民進党は2017年6月7日、国家戦略特区法の新規の適用を停止し、国家戦略特区制度や各種規制の特例の必要性について集中的な検証を政府に義務付ける議員立法「国家戦略特別区域法の適用の停止等に関する法律案」（国家戦略特区法停止・見直し法案）を参議院へ提出したが、審議未了、廃案となった（詳細 p.35）。